

2024 年 9 月 1 日

ワイズ株式会社ゆーもあ sutudio
虐待防止対応・身体拘束適正化規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、ワイズ株式会社ゆーもあ sutudio が実施する障害児通所サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備し、身体拘束の適正化をはかることにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第 2 条 この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者に帰属する物品・創作物等を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止および身体拘束の原則廃止)

第 3 条 職員は利用者に対し虐待をしてはならない。また、原則として身体拘束およびその他の行動制限を禁止とする。

(虐待の通報及び発見)

第 4 条 利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。

2 職員は、虐待を発見した際は、虐待防止担当者に通報しなければならない。

第 2 章 虐待防止対応・身体拘束適正化体制

(虐待防止対応責任者)

第 5 条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、各事業所に虐待防止対応責任者を設置する。

2 虐待防止対応責任者は、各事業所の児童発達管理責任者があたるものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第 6 条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- (2) 虐待防止のための当事者等との話し合い

(3) 虐待原因の改善状況の当事者（保護者も含む）及び、必要に応じて第三者委員への報告

(4) 支給決定区市町村への報告

(虐待防止担当者)

第7条 利用者が虐待通報を行いやすくするため、各事業所に虐待防止担当者を設置する。

2 虐待防止担当者は、各事業所の常勤職員があたるものとする。

3 各事業所の他の職員は、虐待防止担当者の不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止担当者に代わって通報を受け付けることができる。

4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止担当者その内容を連絡しなければならない。

(虐待防止担当者の職務)

第8条 虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

(1) 利用者等からの虐待通報受付

(2) 職員からの虐待通報受付

(3) 虐待内容、利用者等の意向の確認と記録

(4) 虐待内容の虐待防止対応責任者及び、必要に応じて第三者委員への報告

(5) 虐待改善状況の虐待防止対応責任者への報告

(虐待防止・身体拘束適正化委員会)

第9条 虐待防止対応責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止・身体拘束適正化委員会を設置する。

2 虐待防止・身体拘束適正化委員会の委員長は、虐待防止対応責任者とする。委員は必要のある員数とする。

3 必要のある場合は、第三者委員および利用者の代表を委員に加えることができる。

(第三者委員)

第10条 第三者委員は、各事業所の重要事項説明書の15項 相談・苦情窓口に記載された者とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第11条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第12条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書※1」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 虐待防止担当者は、利用者からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める「虐待通報の受付・経過記録書※2」に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

(1) 虐待の内容

- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第13条 虐待防止担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者及び第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りでない。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合は、内容を検討し、必要に応じて第三者委員に報告し必要な対応を行う。
- 3 虐待防止担当者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書※3」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、原則として虐待通報のあった日から10日以内に行わなければならない。
- 4 利用者への虐待が認められた場合は、支給決定をした区市町村窓口へ通報する。

(虐待解決に向けた協議)

第14条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、原則として虐待通報のあった日から14日以内に行わなければならない。
- 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
- 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める「虐待解決話し合い結果記録書※4」により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第15条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果（状況）報告書※5」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から30日以内に行わなければならない。
- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、川口市障害福祉課支援係及び埼玉県社会福祉協議会運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

(解決結果の公表)

第16条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を別に定める「虐待受付および解決状況報告書※6」により第三者委員に報告する。

- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防止及び解決の対応

状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に記載する。

（虐待防止のための職員等研修）

第 17 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。

2 研修は障がい者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。

3 虐待防止対応責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

（権利擁護のための成年後見制度）

第 18 条 虐待防止対応責任者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

第 4 章 身体拘束の適正化

（身体拘束の周知）

第 19 条 各事業所の職員は、緊急やむをえない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとの当社の方針に同意し、やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件をすべて満たす必要があることを理解する。

（1）切迫性－利用者本にまたは他の利用者当の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

（2）非代替性－身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

（3）一時性－身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

（身体拘束の実行と記録）

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、虐待防止・身体拘束適正化委員会において内容を協議し、議事録に残し、必要があれば開示できるよう保存する。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。